

福岡県公報

令和六年十月一日
第五百三十五号
増刊
①

目次

条 例 (第四十一号―第四十五号)

○福岡県税条例及び福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例

(税務課) ……………一

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

(生活安全課) ……………二

○福岡県子ども審議会条例の一部を改正する条例

(子ども未来課) ……………二

○福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

(中小企業振興課) ……………二

○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市総務課) ……………三

公布された条例のあらまし

◇福岡県税条例及び福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の制定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する政令で定める日から施行することとした。

◇福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

(入づくり・県民生活部生活安全課)

1 道路交通法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一項第二号に規定する政令で定める日から施行することとした。

◇福岡県子ども審議会条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子ども未来課)

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

(商工部中小企業振興課)

1 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定による建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行することとした。ただし、別表二七の二の項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県税条例及び福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月一日

福岡県条例第四十一号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県税条例及び福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十二の二第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

(福岡県宿泊税条例の一部改正)

第二条 福岡県宿泊税条例(令和元年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十六号)附則第一条第二号に規定する政令で定める日から施行する。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和六年十月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十二号

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成二十四年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号の三中「及び原動機付自転車」を「、原動機付自転車及び自転車」に改める。

附則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律(令和六年法律第三十四号)附則第一項第二号に規定する政令で定める日から施行する。

福岡県子ども審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十三号

福岡県子ども審議会条例の一部を改正する条例

福岡県子ども審議会条例(令和六年福岡県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「子どもの貧困対策に」を「子どもの貧困の解消に向けた対策に」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十四号

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例(令和四年福岡県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第二条第二十一項」を「第二条第二十二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十五号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の二の項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同表七の項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同表八の項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十五項」に改め、同表九の項及び一〇の項中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同表一一の項及び一一の二の項中「第十八条第二十四項」を「第十八条第三十八項」に改め、同表二七の二の項中「第六十条の三第一項」を「第六十条の三第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表二七の二の項の改正規定は、公布の日から施行する。